10 Sector:	All
Sub-Sector:	
Industry Classification:	
Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
Description:	National Treatment and Most-Favoured-Nation Treatment may not be accorded to investors of Japan and their investments with respect to subsidies.
Existing Measures:	

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第四号

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書

日本国及び欧州連合は、

二千十八年七月十七日に東京で署名された経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「協定」という。）にデータの自由な流通に関する規定を含めることの必要性について、協定第八・八十一条の規定に従って再評価して、

次のとおり協定した。

第一条

協定の目次中「第八・八十一条」を「第八・八十二条」に改める。

第二条

協定第八・七十一条に次の(c)及び(d)を加える。

(c)　「対象者」とは、次のものをいう。

(i)　対象企業

(ii)　締約国の企業家

(iii)　締約国のサービス提供者

(d)　「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関するあらゆる情報をいう。

第三条

協定第八・八十一条を次のように改める。

第八・八十一条　情報の電子的手段による国境を越える移転

1　両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束する。

2　このため、一方の締約国は、1に規定する情報の電子的手段による国境を越える移転を次のことを行うことによって禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならない。

(a)　情報の処理に関して、一方の締約国の領域におけるコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の利用を要求すること（一方の締約国の領域において認証され、又は承認されたコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の利用を要求することを含む。）。

(b)　情報の保存又は処理に関して、一方の締約国の領域における情報のローカライゼーションを要求すること。

(c)　他方の締約国の領域における情報の保存又は処理を禁止すること。